

山梨県建築行政マネジメント計画 (第3次)

計画期間：令和2年度～6年度

山 梨 県

目次

はじめに	1
I. 本計画について	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の対象範囲	2
4. 計画の公表	2
5. 達成状況の把握と公表	2
6. 計画の見直し	2
II. 取り組むべき施策	3
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	3
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	5
3. 違反建築物対策等の徹底	6
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	7
5. 事故・災害時の対応	9
6. 消費者への対応	10
7. 執行業務体制の整備	10

はじめに

本県の建築行政の取り組みについては、平成 10 年の建築基準法の改正による建築確認検査業務の民間開放により、確認・検査体制の充実が図られたことを契機に「山梨県建築物安全安心実施計画」を策定し、平成 11 年度から平成 22 年度にかけて建築基準法の実効性を高める取り組みを進めてきた結果、検査率の大幅な向上を見たところである。

平成 22 年 5 月に国が新たに「建築行政マネジメント計画策定指針」を示したことを踏まえ、平成 23 年度から平成 26 年度を計画期間とした「山梨県建築行政マネジメント計画」(以下、「マネジメント計画」という。)を策定し、建築確認手続き等の運用改善を踏まえた円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための取り組みを進めた。

また、平成 27 年 2 月に国から「改訂版建築行政マネジメント計画策定指針」が示されたことから、平成 27 年度から令和元年度を計画期間とした第 2 次のマネジメント計画を策定し、引き続き本県の建築行政の取り組みを進めてきたところである。

今般、令和 2 年 2 月に国から「改訂版建築行政マネジメント計画策定指針」が示されたことから、新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映した第 3 次のマネジメント計画をここに策定する。

I. 本計画について

1. 計画の目的

建築行政が直面する課題に対する目標と施策を設定し、当該施策に重点的に取り組むことで、適正かつ効率的な建築基準関係法令遵守の徹底等を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

2. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とする。

3. 計画の対象範囲

建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

4. 計画の公表

県のホームページで公表する。

5. 達成状況の把握と公表

数値目標の達成状況は、毎年度末とりまとめる。また、計画期間中の達成状況は、まとめて公表する。

6. 計画の見直し

目標達成状況や新たな課題等を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じて本計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

II. 取り組むべき施策

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実効性の確保

○ 第2次マネジメント計画の数値目標の結果

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度
山梨県が確認審査を実施した「構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値」 【数値目標】30日間以内	29.0日	25.9日	28.0日	27.0日	25.2日

- ・第2次マネジメント計画では、「適確な審査の徹底」及び「構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について30日間以内を目指す」を目標とし、各種施策に取り組んだ結果、計画期間中の数値目標を達成した。

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・適確な審査の徹底

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関	
1. 確認審査等に関する指針 [*] に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施	
2. データベース等を活用した設計者の適格性の確認	
3. 建築確認審査担当者の審査技術向上の取組み	
4. 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理	
5. 指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保	
6. 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化	
7. 山梨県建築行政連絡会議を通じた運用の円滑化<県独自項目>	
8. 山梨県知事指定確認検査機関の「推進計画書」に基づく取組みの実施<県独自項目>	
9. 建築基準法に係る山梨県の取扱い基準の公表<県独自項目>	

^{*}平成19年6月20日国土交通省告示第835号

(2) 中間検査・完了検査の徹底

○ 第2次マネジメント計画の数値目標の結果

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度
完了検査率 (完了検査申請件数/完了予定件数) 【数値目標】95%	96.6%	98.03%	98.6%	95.49%	98.61%

- ・第2次マネジメント計画では、「完了検査率95%以上を目指す」を目標とし、各種施策に取り組んだ結果、計画期間中の数値目標を達成した。

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・完了検査率の向上

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関(1、2及び4を除く。)
1. 検査未受検の建築物に対する督促等の実施 2. 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施 3. 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 4. 検査未受検建築物リストの作成(検査未受検建築物に係る建築主、代理者、設計者、工事監理者、施工者の特定)＜県独自項目＞

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

○ 第2次マネジメント計画の数値目標の結果

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度
工事監理者選定割合 【数値目標】100%	99.91%	99.94%	100.00%	99.94%	100.00%

・第2次マネジメント計画では、「工事監理者選定割合100%を目指す」を目標とし、各種施策に取り組んだ結果、計画期間中の数値目標をほぼ達成した。

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・工事監理者選定の徹底

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関(4を除く。)
1. 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 2. データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 3. 建築主への工事監理報告書提出義務の周知徹底 4. 工事監理業務の重要性の周知徹底

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・仮使用認定制度の円滑な実施
- ・工事中の建築物の安全確保の徹底

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関(2及び3を除く。)
1. 山梨県、指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保 2. 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底 3. 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

(5) 建築確認申請等の電子化の推進

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・建築確認の電子申請の受付への対応

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県(3を除く。)、指定確認検査機関
1. 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討(事前協議を含む) 2. 確認審査報告の電子化の推進 3. 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 県指定確認検査機関に対する「山梨県指定確認検査機関の処分基準」に基づく指導・監督や処分の徹底
2. 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施
3. 県指定確認検査機関の処分履歴等の公表

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・ 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
 - ・ 定期講習等の受講の徹底

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施
2. 計画的な建築士事務所への立入検査の実施
3. 定期講習の受講促進等、建築確認申請窓口における建築士制度の周知及び注意喚起の実施
4. 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督
5. 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底
6. 書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底
7. 平成30年度改正建築士法の周知徹底
8. 建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底
9. 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握
10. 業務報酬基準の周知
11. 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表

3. 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・違反建築物対策の徹底

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 違反情報、違反对策に関する国・特定行政庁との情報共有
2. 警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保
3. 違反建築物のパトロールの実施
4. 違反建築物に係る是正・指導の徹底
5. 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施
6. 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施
7. 「違反建築物是正指導マニュアル」の見直し<県独自項目>

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・違法設置昇降機の安全対策の徹底

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握
2. 構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

○ 第2次マネジメント計画の数値目標の結果

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度
特殊建築物報告率 【数値目標】70%	76.2%	68.7%	71.3%	72.8%	86.0%
昇降機等報告率 【数値目標】100%	96.2%	97.4%	97.8%	97.2%	98.0%

- ・第2次マネジメント計画では、「特殊建築物の定期報告率70%を目指す」、「昇降機等の報告率100%を目指す」を目標とし、各種施策に取り組み、特殊建築物の定期報告率については、数値目標を達成したが、昇降機等の報告率については、目標に達しなかった。

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・特殊建築物の定期報告は、年度ごとに対象建築物の用途が異なり、報告率にばらつきがあるため、年度ごとの目標値を設定する。【数値目標】<県独自項目>
- ・各年度の昇降機等の定期報告率100%を目指す 【数値目標】<県独自項目>
- ・防火設備検査の徹底

<目標の変更>		<目標の変更理由>
第2次	第3次	
特殊建築物の定期報告率70%を目指す	特殊建築物の定期報告率は、次の目標値を目指す。 R2年度 70% R3年度 80% R4年度 75% R5年度 75% R6年度 75%	第2次マネジメント計画期間中の実績として、特殊建築物の報告率は概ね目標を達成できたが、報告対象の建築物の用途は年度毎に定められており、報告率にバラツキがあるため、一律の目標値から年度毎の目標値に見直す。

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年の建築基準法改正で建築基準法施行令で指定される建築物及び昇降機等を含む定期報告制度の周知徹底 2. 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 3. 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底 4. 未報告建築物に係わる報告徴収、立入検査の実施 5. 防火設備検査の周知徹底 6. 定期報告対象建築物のデータベース化 7. 検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

○ 第2次マネジメント計画の数値目標の結果

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度
住宅の耐震化率 【数値目標】90%	85.4%	85.8%	86.3%	86.8%	—
特定建築物等 【数値目標】95%	91.8%	92.3%	92.4%	92.6%	—

・第2次マネジメント計画では、住宅の耐震化率90%及び特定建築物等の耐震化率95%を目標とし、各種施策に取り組んだが、目標に達しなかった。

※令和元年度の結果については、令和2年度中に山梨県耐震改修促進計画が見直される予定であり、当該見直しの中で、検証する予定。

※なお、建築物の耐震診断・改修の促進については、国の「指針」から削除され、また、「山梨県耐震改修促進計画」に別途位置付けられているため、第3次マネジメント計画には盛り込まない。

(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・アスベスト対策の徹底

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. アスベスト対策の周知徹底 2. アスベストを有する建築物に係わるデータベース化 3. アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備 4. アスベスト対策関係部局との連携 5. 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用

(4) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

○ 第3次マネジメント計画の目標

- ・既存建築ストックの利用促進

○ 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底 2. 既存不適格建築物における安全性向上の必要性の周知 3. 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知 4. 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施 5. 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用 6. 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備 7. 既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表 8. 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用 9. 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・ 事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取り組みの実施

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備
2. 事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連携体制の整備
3. 円滑な事故調査を実施するために警察・消防・労働基準監督署等との連携体制の整備
4. 事故対応マニュアルの整備
5. 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省への情報提供
6. 立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底
7. 同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示

(2) 災害対応

- 第2次マネジメント計画の数値目標の結果

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度
被災建築物応急危険度判定士の登録数	1,445人	1,339人	1,342人	1,233人	1,242人
【数値目標】1,500人維持					

- ・ 第2次マネジメント計画では、「被災建築物応急危険度判定士の登録数 1,500人以上の維持を目指す」を目標とし、各種施策に取り組んだが、目標に達しなかった。

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・ 令和6年度末の被災建築物応急危険度判定士の登録数 1,500人を目指す【数値目標】
＜県独自項目＞

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 災害時の連絡体制等の整備
2. 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
3. 被災建築物応急危険度判定士の確保
4. 被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上
5. 広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保
6. 訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

6. 消費者への対応

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底
- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 消費者部局との連携 2. 消費生活センターとの連携 3. ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供 4. 相談窓口の設置、苦情の処理体制整備

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・審査担当者の審査技術の向上を図るための研修
 - ・建築行政に必要な執行体制の構築

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 2. 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

(2) 関係機関・関係団体との連携

- ・建築物等の安全確保のため、関係機関・関係団体との連携や情報共有を図る。
警察、消防、福祉等の関係機関、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関、建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体、建築士会・建築士事務所協会、専門技術者団体、日本建築行政会議、その他協力団体(市民団体、NPO等)

(3) データベースの整備・活用

- 第3次マネジメント計画の目標
 - ・建築確認・検査等に係るデータベースの整備
 - ・各種施策の対象となる建築物の総数の把握

- 第3次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化 2. データベース分析による課題抽出と施策検討 3. 指定確認検査機関とのネットワークの構築 4. 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理 5. 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化 6. 山梨県地理情報システム(統合型GIS)の活用<県独自項目> 7. 「まっぴ de 山梨」による指定道路関係の公開情報の充実<県独自項目>